

一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会  
一般事業主行動計画

令和2年3月3日

協会は「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づき、次代の社会を担う子供たちが健やかに育つ環境を整備・推進します。また、働く者が仕事と生活の両立し、働きやすい環境を構築するため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日までの3年間

2. 行動内容

**次世代育成支援対策に関する目標及び対策**

目標1：三歳以上の子を養育する労働者に対する短時間勤務制度を上回る期間についての検討及び子どもの看護・介護休暇の時間単位で取得できることについて、例規改正・周知を実施します。

<対策>

- ★ 令和2年 4月～ 育児・介護休業等に関する規則の検討を行い必要に応じて改定を行います。また、法改正等の情報があれば、適宜周知を行います。
- ★ 令和2年12月～ 育児・介護休業法施行規則改正による子の看護休暇・介護休暇の時間単位取得について例規改正・周知を実施します。
- ★ 令和3年 3月～ 取得状況等を把握し、規則等の変更について検討します。
- ★ 令和4年 3月～ 必要に応じて規則等を変更します。

目標2：ワーク・ライフ・バランス実現のための処置を講じます。

<対策>

- ★ 令和2年 4月～ WLB実現のため、周知・ポスター掲示を行い、時間外勤務削減を促します。
- ★ 令和2年10月～ 厚生労働省策定の「年次有給休暇取得促進期間」を周知し、有給休暇取得促進を促します。
- ★ 令和3年 3月～ WLB、年次有給休暇取得促進について、実施状況を取りまとめ、内部で公表します。
- ★ 令和4年 3月～ WLB、年次有給休暇取得促進について、実施状況を取りまとめ、内部で公表します。
- ★ 令和5年 3月 WLB、年次有給休暇取得促進について、実施状況を取りまとめ、効果的な運用になるよう検討し、検討結果を報告します。また、更なる活用の促進につなげ、必要に応じて改善を図ります。

目標3：NPO法人等主催イベントに積極的に参加支援します。

<対策>

- ★ 令和2～4年度 NPO法人等の地域で行う児童向け等の環境イベントに毎年度1つ以上参加します。また、対応できる職員を毎年1名以上育成します。

目標4：インターンシップ等の就業体験機会を設け、毎年3名以上受け入れします。

<対策>

- ★ 令和2～4年度 毎年度3名以上の学生を受け入れます。

目標5：近隣の子供たちに環境に係る体験学習を毎年行ないます。

<対策>

- ★ 令和2～4年度 毎年度11月（埼玉県民の日）に環境わくわく体験（近隣の子供たちに環境に係る体験学習）を開催します。

**女性の活躍推進に関する目標及び対策**

目標6：労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間を基準年度（令和元年度）より10%削減します。

<対策>

- ★ 令和4年 4月～ 長時間労働是正に関する検討を行い、業務の合理化・効率化等により長時間労働の削減を推進します。